

山梨県公報

第二千六百七十七号

平成二十九年

三月二日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………五九
- 土地収用事業の認定(二件)……………五九
- 河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………六二

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六二
- 第四十二期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について……………六三
- 争議行為予告通知の受理……………六三
- 平成二十九年前期技能検定の実施……………六四
- 平成二十九年年度技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)の実施……………六七
- 特定計量器の定期検査の実施……………七〇
- 清算人の就任……………七二
- 換地処分の実施……………七二
- 公共測量の実施(三件)……………七二
- 開発行為に関する工事の完了について……………七三
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施……………七三
- 教育委員会
- 山梨県指定有形文化財の指定……………七三
- 山梨県指定有形民俗文化財の指定……………七四
- 人事委員会
- 第八十九回(平成二十九年年度)山梨県警察官A採用試験の実施について……………七五

告示

山梨県告示第四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月二日

山梨県知事 後藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、早川町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土地の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第四十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十九年三月二日

山梨県知事 後藤 齋

一 起業者の名称 甲州市

二 事業の種類 甲州市勝沼ぶどうの丘駐車場敷地保全事業

三 起業地

1 収用の部分 山梨県甲州市勝沼町菱山字北重蓮地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

甲州市勝沼ぶどうの丘駐車場敷地保全事業(以下「本件事業」という。)について、甲州市勝沼ぶどうの丘(以下「本件施設」という。)は、起業者である甲州市が、観光、産業、文化等の振興を図り、市勢の発展に寄与するために設置した施設である。

本件事業は、本件施設利用者の車両の渋滞・混雑を防ぐための駐車場を保全する事業であることから、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公園そ

の他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成二十八年度予算において本件事業実施のための予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

本件施設は、昭和五十年八月に、旧勝沼町営ぶどうの丘センターとして開業し、地元の特産品である、ぶどうとワインにこだわった農業の六次産業化を目指した経営を行っており、さらに地域産業の育成、観光情報の発信、文化の振興など幅広い分野での甲州市の拠点として地域に貢献している。

過去五年間の施設利用者数は、平成二十三年度は六十一万二千二百六十一人であったところ、平成二十七年度は六十六万三千四百七十六人と増加している。

本件施設は、小高い丘の頂上にあること、JR中央本線勝沼ぶどう郷駅から約一・五キロメートルの地点に位置すること、本件施設への公共バスも平均して一時間に一本しかないことから、施設利用者ほとんどは自家用車で来場しており、本件施設の運営には駐車場は必要不可欠な施設である。

本件施設には、現在、本件起業地を含め、四つの駐車場で合計三百三十二台分を確保しているが、ぶどう狩りやワイン新酒解禁などのトップシーズンには約三百五十台の自家用車が同一時間帯に来場し、周辺道路に駐車待ちの自家用車が十から二十台滞留し、周辺道路の渋滞・混雑を招いている。

本件事業の起業地である駐車場は四十四台分であり、これを失うとなれば、今後施設利用者の増加も見込まれることから、更なる周辺道路の渋滞・混雑を招き、本件施設の適正な運営にも支障が生ずることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業は、本件施設の駐車場を保全するための事業であり、新たな駐車場整備のための工事は行われない。また、起業地内に埋蔵文化財包蔵地はない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業は、既存の駐車場を保全するための事業であり、新たな駐車場の建設が必要となる事業ではない。

なお、既存駐車場四十四台分を確保するための手法として、本件起業地を含めて、本件施設建物との距離、高齢者・ベビーカー利用者の歩行、周辺農業への影響など、社会的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3(一)で述べたように、現在においても、トップシーズンには周辺道路に約十から二十台の駐車待ちの自家用車が滞留し、渋滞・混雑を招いていることから、継続して既存駐車場である本件起業地を保全する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、四十四台分の駐車場、その駐車場を安全に支持する法面、さらにその法面は地域の特色であるぶどう畑を中心とした自然景観に配慮した緑地帯として、必要範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足と判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 甲州市役所管財課

山梨県告示第四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十九年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 起業者の名称 社会福祉法人泉茅会

二 事業の種類 甲斐市地域密着型サービス施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 山梨県甲斐市龍地字滝ヶ池及び字地藏原地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

甲斐市地域密着型サービス施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び認知症対応型共同生活介護の施設を整備する事業であり、当該施設は社会福祉法第二条第二項第三号に規定する特別養護老人ホームを経営する事業及び同条第三項第四号に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設であることから、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者である泉茅会は老人福祉事業を行うことを目的とする社会福祉法人であり、平成二十八年九月に開催された理事会において、本件事業の実施及び本件事業に必要な財源について承認している。

また、本件事業の起業地が存する甲斐市が平成二十八年七月に行った甲斐市地域密着型サービス事業者の公募において起業者が指定予定事業者として選定されたことから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

厚生労働省が平成二十七年十一月に示した「第三の矢「安心につながる社会保障」（介護離職ゼロ）に関する見直し案」において、介護離職・転職者が年間約十万人いることをうけ、約十二万人分の介護サービス基盤の前倒し・上乘せ整備を行い、二十年代初頭までに介護を必要とする者の受け入れ場所が見つからないことにより、その介護をする家族の離職をなくすとともに、施設入所が必要

であるにもかかわらず自宅で特別養護老人ホームへの入所を待機している高齢者を解消することを目指している。

また、山梨県が平成二十七年三月に策定した「健康長寿やまなしプラン（山梨県高齢者福祉計画・山梨県介護保険事業支援計画）平成二十七年年度～平成二十九年年度」及び平成二十七年十一月に策定した「医療介護総合促進法に基づく山梨県計画」によると、特別養護老人ホームへの入所申込者（待機者）は、依然として全国平均より多く、入所の緊急性の高い高齢者（在宅の要介護度四及び五）も相当数待機している状況にあり、これまでの施設整備の進展等により待機者数は減少してきたが、今後、高齢化の進展によって再び増加することが見込まれ、その解消に向けて計画的な施設整備が必要となり、居宅での生活が困難な高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型を基本として特別養護老人ホーム等の整備を進めるとしている。

このような状況の中、甲斐市が平成二十七年三月に策定した「甲斐市第七次高齢者保健福祉計画・第六期介護保険事業計画（平成二十七～二十九年度）」（以下「甲斐市高齢者介護保険計画」という。）では、甲斐市の平成二十六年年度の六十五歳以上の人口比率である高齢化率二十二・〇％が、平成二十九年年度には二十四・五％、平成三十七年度には二十七・六％に上昇すると見込まれることから、平成二十九年度に「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」二ユニット（十八人）及び「地域密着型介護老人福祉施設」を一施設（二十九人）の基礎整備に取り組みこととしており、平成二十八年七月に、この施設の指定予定事業者を公募し、同年十一月に起業者を指定予定事業者として選定した。

本件事業は甲斐市高齢者介護保険計画の内容に沿ったものであり、本件事業の完成により、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営めるよう身近な地域で提供される地域密着型サービスの増進に大きく寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が予想されるが、起業者は工事施工に当たっては、低騒音型重機の使用や工事対象区域周囲への囲板・仮囲い用シート等を設置することとし、また工事車両出入口へは交通誘導員の設置を行い安全管理に努めることとしている。

また、起業地内に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。
したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較
 本件事業の施行位置については、必要面積の確保、起業者の既存施設との距離、交通事情など、社会的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量
 (一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。
 したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、甲斐市高齢者介護保険計画において、平成二十九年度に本件事業の施設整備に取り組みこととしている。
 以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建物については、「山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十七号)」及び「甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年甲斐市条例第二十五号)」等に則して規模を決定し、駐車場については、業務車両・乗客・施設職員数等から必要台数を算出し、緑地については、「甲斐市緑のまちづくり条例(平成十七年甲斐市条例第十一号)」に則した面積となっていることから、必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足と判断される。

5 結論

1 から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。
 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 甲斐市役所福祉部長寿推進課

山梨県告示第四十三号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 河川の名称 相模川水系 朝日川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設的位置 都留市井倉字馬場五百十八番二地先から同市字美通三百四十八番二地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

- 1 氏名 都留市長 堀内富久
- 2 住所 都留市上谷一丁目一番一号

五 管理の内容

- 1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限り)、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、関係図書に示す横断面の占用範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成二十九年三月二日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年二月二十二日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人みどりの里
 - 2 代表者の氏名 辻順子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上石田一丁目十四番二十五号
 - 4 定款に記載された目的 この法人は狩猟有資格者や中山間地域の人々が狩猟駆除により捕獲した鳥獣等の流通支援活動及び工芸技術の伝承の支援を行うことによつて、森林環境及び自然保護活動を目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年二月二十四日から同年四月二十三日まで

● 第四十二期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十二期山梨県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めるので、公告する。

平成二十九年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 推薦資格を有するもの及びその推薦方法

1 使用者団体

- (一) 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内のみに組織を有するものであること。
- (二) (一)の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

2 労働組合

- (一) 労働者委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合するものであること。
- (二) (一)の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあっては、その書面にその労働組合が(一)の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書を添付すること。

二 被推薦者の資格制限等

- 1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。
- 2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年

法律第二十号）第一条及び第四百条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

- 三 推薦期間 平成二十九年四月三日（月）から同年五月二日（火）まで
- 四 推薦書の提出場所 山梨県産業労働部労政雇用課（郵便番号四〇〇一八五〇一甲府市丸の内二丁目六番一号）

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長岩瀬千佳から次のとおり争議行為を行う旨平成二十九年二月十七日付けで通知があった。

平成二十九年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 事件 次の要求事項に関する件

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員
 - 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
 - 3 長時間・二交替制勤務反対。夜勤交替制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現
- 二 日時 平成二十九年三月十六日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。
- 三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション

すずかけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 ヘルパーステーションすずかけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 ヘルパーステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 居宅介護支援事業所あらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の二 御坂八代訪問看護ステーションたんぽぽ

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の四 居宅介護支援事業所やすらぎ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援センター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 まずは共立診療所デイサービスふるさと

と

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の二 共立診療所さるはし

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の二 居宅介護支援事業所さるはし

大月市猿橋町殿上四百二番地の二 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

南アルプス市桃園三百七十九番地 共立介護福祉センターももその

甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターたから

甲府市下飯田一丁目二番十八号 共立介護福祉センターいけだ

以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場

四 概要 三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務

の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を

単独で、又は併用して行う。ただし、救急患者及び重症患者のための保安要員につい

ては、必要に応じて配置する。

●平成二十九年前期技能検定の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成二十九年三月二日

山梨県知事 後 藤 斎

一 実施職種

1 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち前期（平成二十九年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
铸造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシンングセンター加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシンングセンター作業
放電加工	数値制御形彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法	数値制御形彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業

仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
ダイカスト	なし	コールドチャンネルダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法 配電盤・制御盤組立て法 回転電機巻線製作法	回転電機組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 回転電機巻線製作作業
建設機械整備	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
石材施工	石張り施工法	石張り作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
畳製作	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法 アクリルゴム系塗膜防水施工法 シーリング防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水

2 三級 三級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

内装仕上げ施工	法 FRP防水施工法	工事作業 FRP防水工事作業
プラスチック系床仕上げ施工 法 木質系床仕上げ施工法 鋼製下地施工法 ボード仕上げ 施工法		プラスチック系床仕上げ工事 作業 木質系床仕上げ工事作 業 鋼製下地工事作業 ボー ド仕上げ工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし
表装	表具工作法 壁装施工法	表具作業 壁装作業
塗装	建築塗装法 金属塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工 法 研削盤加工法 マシン ニング	普通旋盤作業 数値制御旋盤 作業 フライス盤作業 平面

		グセント加工法	研削盤作業 マシニングセン タ作業
仕上げ	機械組立仕上げ法		機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし	なし
建築大工	なし	なし	なし
とび	なし	なし	なし
左官	なし	なし	なし
化学分析	なし	なし	なし
塗装	金属塗装法	金属塗装作業	
フラワー装飾	なし	なし	なし

3 単一等級 単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー 施工法	溶融ペイントハンドマーカー 工事作業

二 試験の方法 実技試験及び学科試験
三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日 平成二十九年六月五日(月)から同年九月十日(日)までの間にお

いて、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
(二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
(三) 問題の公表 平成二十九年五月二十九日(月)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地)山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

職種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	平成二十九年七月十六日(日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 2 三級 金属熱処理	平成二十九年八月二十日(日)
一級及び二級 機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作	平成二十九年八月二十七日(日)
1 一級及び二級 鋳造 放電加工 建築板金 仕上げ 電気機器組立て 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 塗装 フラワー装飾 2 単一等級 路面標示施工	平成二十九年九月三日(日)

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) (2)に該当する者以外の者 一万七千九百円

(2) 二級又は三級を受検する者のうち次のア又はイに該当する者 一万九百円

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、

中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、大学（同法第

百八条第二項に規定する短期大学を含む。）、若しくは高等専門学校、同法第百

二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学

校に在学する者

イ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項

に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業能

力開発総合大学校又は同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事業主

等が設置する職業訓練施設において職業訓練を受けている者（職業に就いて

いる者及び職業能力開発促進法施行規則第九条に規定する短期課程の普通職

業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている

者を除く。)

(二) 学科試験 三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申

請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科

試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書

を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手

料は還付しない。

4 受付期間 平成二十九年四月三日（月）から同月十四日（金）まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山

梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申

請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」

と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を

貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書

在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるもの）に限り受け付ける。なお、

試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

1 合格者の発表及び通知 合格者については、平成二十九年八月二十五日（金）（金

五 合格発表等

属熱処理を除く三級職種に限る。）、又は同年九月二十九日（金）に県庁東側の掲示

板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合

格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能

力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 一級又は単二等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書

を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚

生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇

五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成二十九年年度技能検定（随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級）の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項

の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十九年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 実施職種等

1 実施職種 三級、基礎一級及び基礎二級の検定職種のうち前期（平成二十九年四

月一日から同年九月三十日までの期間をいう。）、又は後期（同年十月一日から平成

三十年三月三十一日までの期間をいう。）、の期間に関わらずに随時実施するものは

次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目

のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工 法 ロータリー式さく井施工 法	パーカッション式さく井工事 作業 ロータリー式さく井工 事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工 法 マシニングセンタ加工 法	普通旋盤作業 数値制御旋盤 作業 フライス盤作業 マシ

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。
 (に限る。)

● 清算人の就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した田野土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があった。
 平成二十九年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

清算人氏名	住所	就任年月日
細田和徳	韮崎市田野町下田井五百六十四番地一	平成二十八年十二月五日
内藤良定	韮崎市田野町上田井千百七十二番地	同
内藤時雄	韮崎市田野町上田井二千二十七番地二	同
伊藤政照	韮崎市田野町上田井二千二十九番地	同
小室裕邦	韮崎市田野町上田井千百七十五番地	同
内藤光一	韮崎市田野町下田井千九百七番地	同
山本忠治	韮崎市田野町下田井二千二百三十六番地	同
山本一明	韮崎市田野町下田井二千二百三十二番地	同
高左右保美	韮崎市田野町入戸野七百九十三番地	同
深澤盛光	韮崎市田野町入戸野八百九十九番地一	同

加賀爪英一郎 韮崎市清哲町青木千三百五十七番地 同

● 換地処分の実施
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（玉宮地区上竹森第二工区）の換地処分を平成二十九年二月十六日実施した。
 平成二十九年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

● 公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成二十九年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
 二 測量の地域 甲府市の一部
 三 測量の期間 平成二十九年一月二十日から同年三月三十一日まで

● 公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成二十九年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）
 二 測量の地域 富士吉田市の一部
 三 測量の期間 平成二十九年一月三十一日から同年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により忍野村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二日

山梨県知事

後 藤

齋

一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）

二 測量の地域 南都留郡忍野村全域

三 測量の期間 平成二十九年二月八日から同年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年三月二日

山梨県知事

後 藤

齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字杏木道下九百四

十七番の一の一部及び字萩塚千四番の一部並びに同郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番の一の一部及び字李ノ木三千六百三番の一の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役副社長経営総括本部長 権田与志広

● 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施

建築基準法（昭和二十五年法律第二二一号）第四十八条第十四項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成二十九年三月二日

山梨県知事

後 藤

齋

一 意見の聴取を行う日時 平成二十九年三月八日午後二時

二 意見の聴取を行う場所 甲斐市篠原二千六百十番地 竜王北部公民館第二研修室

三 許可しようとする建築物の計画内容

1 建築物の位置 甲斐市篠原字新居東三百六十五番、三百六十六番、三百六十七番、三百六十八番、三百七十番一、三百七十一番一の一部、三百七十一番四、三百七十一番五の一部、三百七十二番、三百七十四番、三百七十五番、三百七十六番九の一部、三百七十七番、三百七十八番一、三百七十九番一、三百八十八番、三百八十番二、三百八十一番、三百八十二番、三百八十三番及び三百八十四番（第二種低層住居専用地域）

2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第二項の規定による許可に係る高等学校クラブ活動用部室ほか（鉄骨造二階建てほか、床面積二百四十六平方メートル）の増

築

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成二十九年三月二日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋

守

有形文化財の部

彫刻

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造刀八毘沙門天及び勝軍地藏坐像	二軀	木造、玉眼嵌入 本体 素地、切金 台座 彩色 刀八毘沙門天像 （像高）一二・二七 （総高）三二・五センチメートル 勝軍地藏坐像 （像高）一一・二七 （総高）三四・〇センチメートル	瑞巖山円光院	甲府市岩窪町五〇〇番地	甲府市岩窪町五〇〇番地
木造勝軍地藏騎馬像 附 宮殿組物二組、狛犬二軀	一軀	木造、彩色、玉眼嵌入 （座高）一八・七七センチメートル、（総高）五八・五センチメートル	岩泉山清水寺	山梨市市川五七三番地	山梨市市川五七三番地

メートル、(幅) 三五・〇セ
ンチメートル
船形台座
(高さ) 四七・四センチメ
ートル、(幅) 五二・二セ
ンチメートル、(長さ) 一
〇七・〇センチメートル

人事委員会

● 第八十九回(平成二十九年年度)山梨県警察官A採用試験の実施について
第八十九回(平成二十九年年度)山梨県警察官A採用試験を次のとおり実施する。
平成二十九年三月二日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性	45名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	女性	7名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官 A	男性	昭和59年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成30年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	原則として、平成30年4月1日 既卒者で、勤務可能な者は、平成29年10月1日に採用する場合もある。
	女性	昭和59年4月2日以後に生まれた女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む）から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成29年3月16日(木)

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所 ・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内 各警察署	平成29年3月16日(木)から 平成29年4月14日(金)まで (土曜日、日曜日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分 まで
		平成29年3月16日(木)から 平成29年4月14日(金)まで (土曜日、日曜日を除く。)	
郵送	山梨県 警察本部 警務課	平成29年3月16日(木)から 平成29年4月14日(金)まで	平成29年4月14日(金)までの 消印のあるものに限り受け付ける。
インター ネット		平成29年3月16日(木)から 平成29年4月7日(金)まで	平成29年4月7日(金)の午後 5時15分までに受信したものに 限る。 〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成29年5月14日(日) (教養試験・論文試験) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホ ームページ等に公表するとともに、 受験票に明記して受験者に通知す る。)
第2次試験	平成29年5月27日(土) (集団面接)	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
	平成29年5月28日(日) (適性検査・身体検査(1回目)・体力試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
第3次試験	平成29年6月26日(月)～6月27日(火) のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	平成29年7月10日(月)～7月11日(火) のうち指定する1日 (個別面接)	山梨県職員研修所

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内容	
第1次試験	教養試験	40点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分	
	資格加点	武道	5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う（別掲1）。
		英語	5点	
第2次試験	身体検査 (1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う（検査項目別掲2）。	
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ○文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 20mシャトルラン（往復持久走）、立ち幅とび ○公益財団法人日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】腕立伏臥腕屈伸	
	人物試験	20点	社会性、積極性、表現力等について、集団面接を行う。	
第3次試験	第1次試験日に実施			
	論文試験	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。 【試験時間】90分	
	第2次試験日に実施			
	人物試験	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて、適性検査を行う。	
	人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。	
	身体検査 (2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う（検査項目別掲2）。	
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。	

- (1) 論文試験は、第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
なお、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験（適性検査）は、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 資格・技能（第1次試験で加点対象とされた武道・英語の資格等（別掲1）は除く。）、スポーツ大会出場歴については、第3次試験の人物試験（個別面接）の際に加点要素とする。
- (4) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及

び第3次試験の合計得点の高い順にそれぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準		
第1次試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場合		
第2次試験	体力試験（腕立伏臥腕屈伸を除く。）	①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合		
		試験種目	基準	
			男性	女性
		握力	37kg以上	21kg以上
		上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上
		長座体前屈	27cm以上	31cm以上
		反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上
		20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上
		立ち幅とび	162cm以上	113cm以上
	体力試験（腕立伏臥腕屈伸）	次の基準を満たさない場合		
試験種目		基準		
		男性	女性	
	腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上	

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

(5) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。

- ア 第3次試験・人物試験（個別面接）の得点の上位者
- イ 第2次試験・人物試験（集団面接）の得点の上位者
- ウ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- 第1次試験合格者発表 平成29年5月19日（金）
- 第2次試験合格者発表 平成29年6月9日（金）
- 最終合格者発表 平成29年7月21日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒の場合約218,700円（平成29年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 詳細は、「平成29年度山梨県警察官A採用試験（第1回）案内」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等
警察官A（男性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定）
		②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
警察官A（女性）	英語	①実用英語技能検定 2級以上
		②TOEIC（公開テストに限る） 470点以上
		③TOEFL PBT 460点以上
		CBT 140点以上
		iBT 48点以上
		④国際連合公用語英語検定 C級以上

(2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類（原本及び写し）により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時までに取得済みのものに限り、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加点対象資格等	確認書類（原本及び原本の写し）
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate
	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report （団体特別受験制度（Institutional Program）のスコアは対象外）
	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report
	国際連合公用語英語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証

別掲2 身体検査項目及び合格基準

検査項目		合格基準	
		警察官 A (男性)	警察官 A (女性)
(2回目) 身体検査	身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160 cm以上であること。 47 kg以上であること。 78 cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150 cm以上であること。 43 kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
		視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。
		色覚	職務遂行上支障がないこと。
		聴力	正常であること。
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番